

令和3年（2021年）4月

保護者様

伊丹市教育委員会

インフルエンザによる出席停止解除証明書を不要とする取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きく影響を及ぼすこととなることから、学校保健安全法及び施行規則において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められています。第2種の感染症であるインフルエンザにつきましても、本市では、これまで、感染の蔓延を防止するため、罹患後の登校に際し、医療機関に「出席停止解除証明書」を発行いただきました。

しかし、これまでにも保護者から出席停止解除証明書の必要性に関する意見をいただいていたことや、国立大学法人が設置する付属学校等では、インフルエンザが治癒したことを確認するための再受診や医師が作成する書類の提出を原則不要とする措置が講じられていることから、本市においても、伊丹市医師会と協議を重ね、令和3年4月1日より、インフルエンザによる出席停止解除証明書の提出を不要とし、学校に再登校する場合は初診時の医師の指示や発熱及び解熱状態等に基づき、保護者が記入する「インフルエンザによる出席停止期間報告書」（裏面参照）を学校に提出することといたしました。「インフルエンザによる出席停止期間報告書」は、お子様が医療機関を受診し、インフルエンザと診断された際、在籍する学校へ連絡いただきましたら、学校からお渡しいたします。

インフルエンザの蔓延を防止するため、法令で定められている期間中に登校しないよう、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、インフルエンザ以外の他の学校感染症（水痘（水ぼうそう）や流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）など）につきましては、これまで通り「出席停止解除証明書」の提出が必要ですのでご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。